

An aerial photograph of Kawasaki City, Japan, showing a dense urban area with a river and industrial zones. Mount Fuji is visible in the distance under a clear blue sky.

臨港道路東扇島水江町線の高架下用地等の有効活用

川崎市港湾局港湾振興部誘致振興課

1. 事業の背景
2. 水江町緑地・高架下の説明
 - 2-1 対象地の概要
 - 2-2 敷地の所有・管理体制について
3. 東扇島緑道・高架下の説明
 - 3-1 対象地の概要
 - 3-2 敷地の所有・管理体制について
4. 対象地の整備イメージ・コンセプトについて
 - 4-1 PPPプラットフォーム意見交換会 前回実施結果概要
 - 4-2 対象地の整備イメージ・コンセプト
5. 概略スケジュール(案)
6. ポテンシャルに関するデータ
 - 6-1 水江町のポテンシャル
 - 6-2 東扇島のポテンシャル
7. 意見交換をしたい事項

●事業の目的

水江町線の「高架下用地」と、隣接する「港湾緑地」の一体的な管理・運営により、利用者向けサービスレベルを充実し、**新たな賑わい創出による川崎港の魅力向上**を目指す。

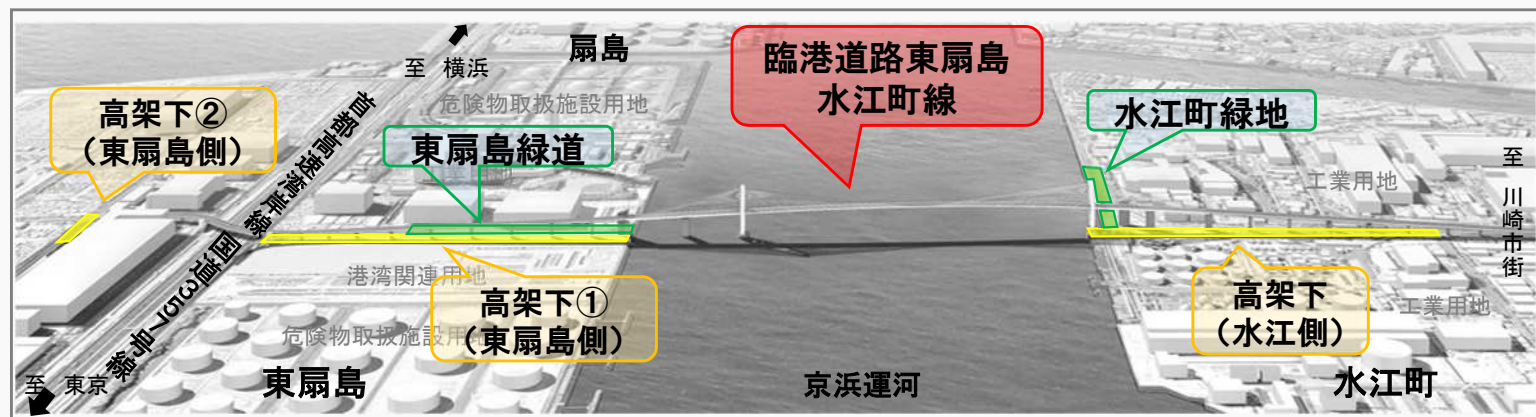
●方針

高架下用地と港湾緑地を一体化して、親水空間や緑地の整備を進めていくと共に、川崎港と市民の関わりを醸成し、集客力を向上させる施設の整備をし、空間活用を行っていく。



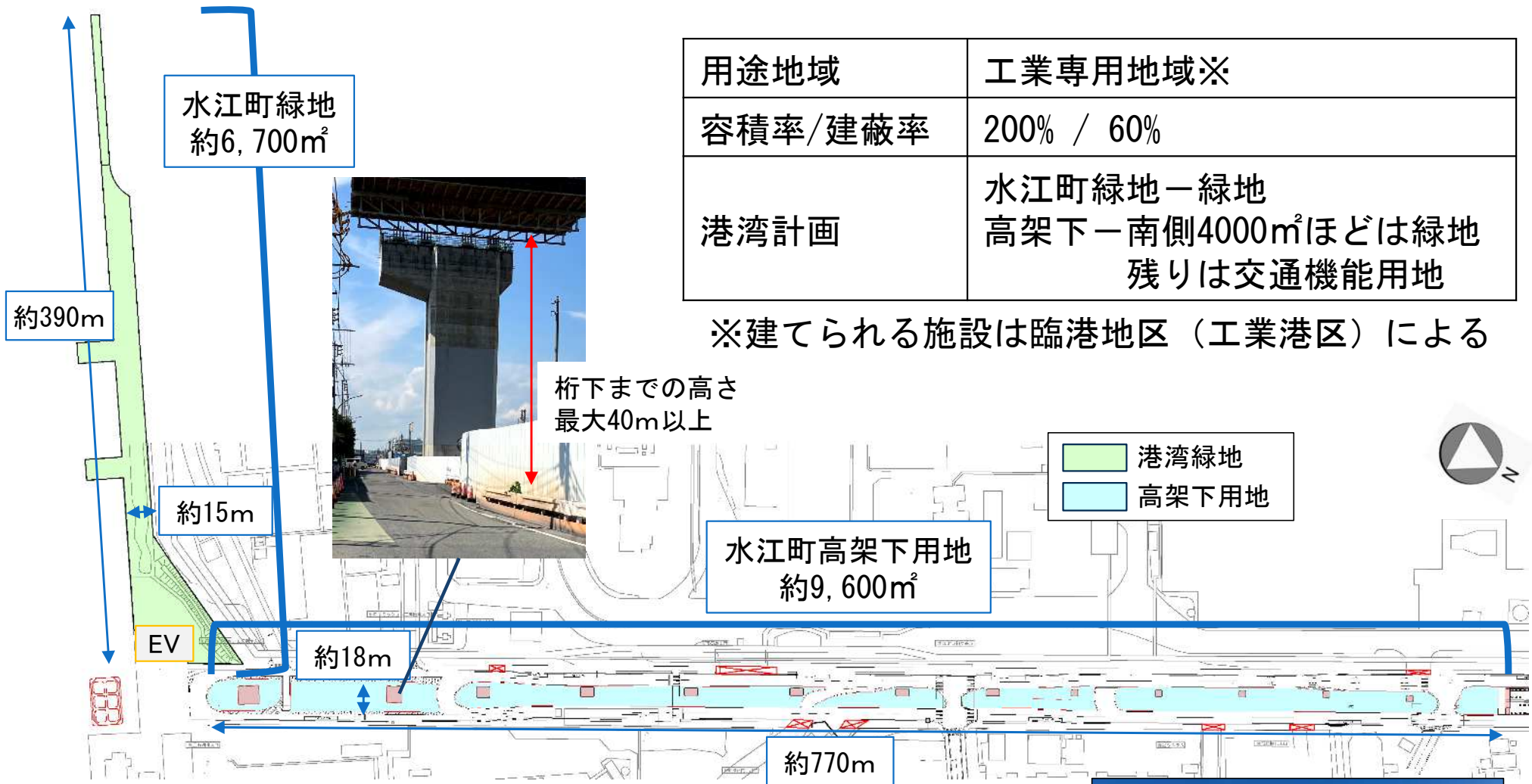
●臨港道路東扇島水江町線整備事業の概要

臨港道路東扇島水江町線は、京浜運河を挟む東扇島地区と水江町地区を橋梁で結ぶものである。本事業は、物流機能の強化及び防災機能の強化を目的としており、交通渋滞の緩和や、隣接する企業等の雇用の増加等も期待されている。



●周辺施設の状況





- ・周辺も工業専用地域であり、工場等の企業立地多数
- ・緑地に隣接して水江町線のエレベーター等を整備予定
- ・公共交通アクセス…KAWASAKI BRT「水江町」より徒歩3分



●想定される運営スキーム（組み合わせも可）

【みなと緑地PPP（港湾環境整備計画制度）】

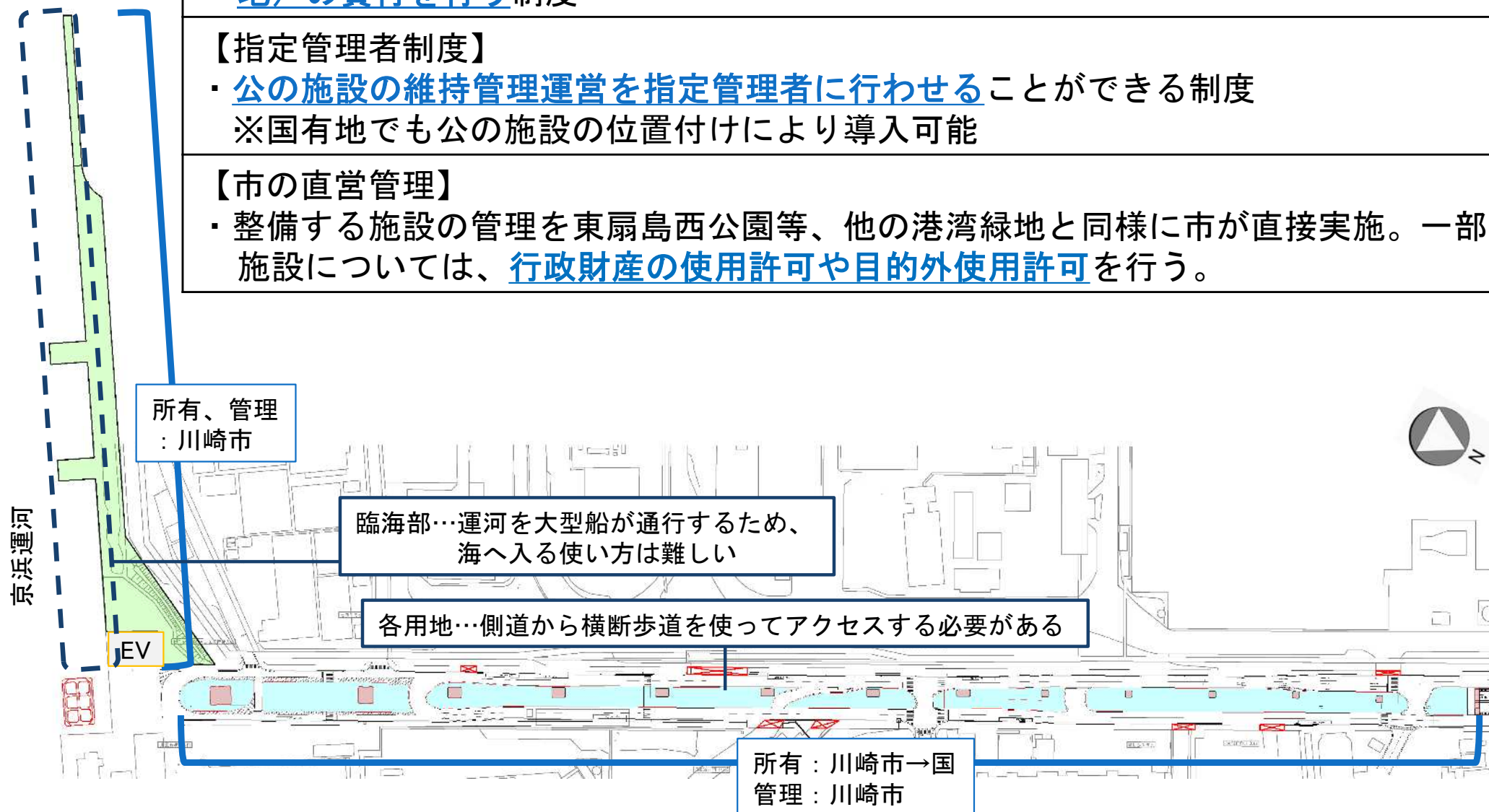
- ・収益施設を整備し収益の一部を公共還元する事業者に対して、行政財産（港湾緑地）の貸付を行う制度

【指定管理者制度】

- ・公の施設の維持管理運営を指定管理者に行わせることができる制度
※国有地でも公の施設の位置付けにより導入可能

【市の直営管理】

- ・整備する施設の管理を東扇島西公園等、他の港湾緑地と同様に市が直接実施。一部施設については、行政財産の使用許可や目的外使用許可を行う。



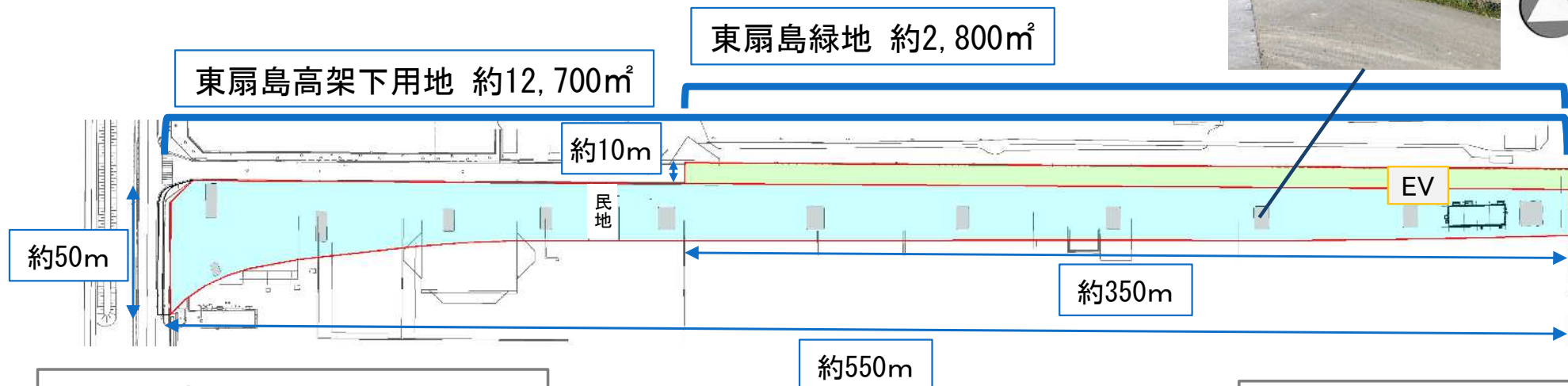
東扇島①

用途地域	工業専用地域※
容積率/建蔽率	200% / 40%
港湾計画	緑地

※建てられる施設は臨港地区（工業港区）による

港湾緑地
高架下用地

桁下までの高さ
最大40m以上



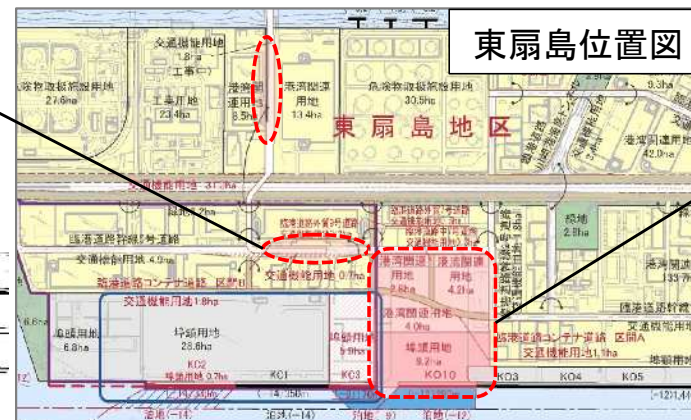
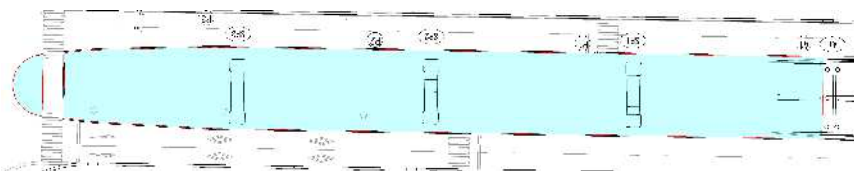
東扇島②

面積: 約2,400㎡

用途地域: 商業地域※

容積率/建蔽率: 400%/80%

港湾計画: 交通機能用地



堀込部

現在埋立中の堀込部では、港湾計画において交通拠点が計画されていることから、アクセスの向上が見込まれる

●想定される運営スキーム（組み合わせも可）

【みなと緑地PPP（港湾環境整備計画制度）】

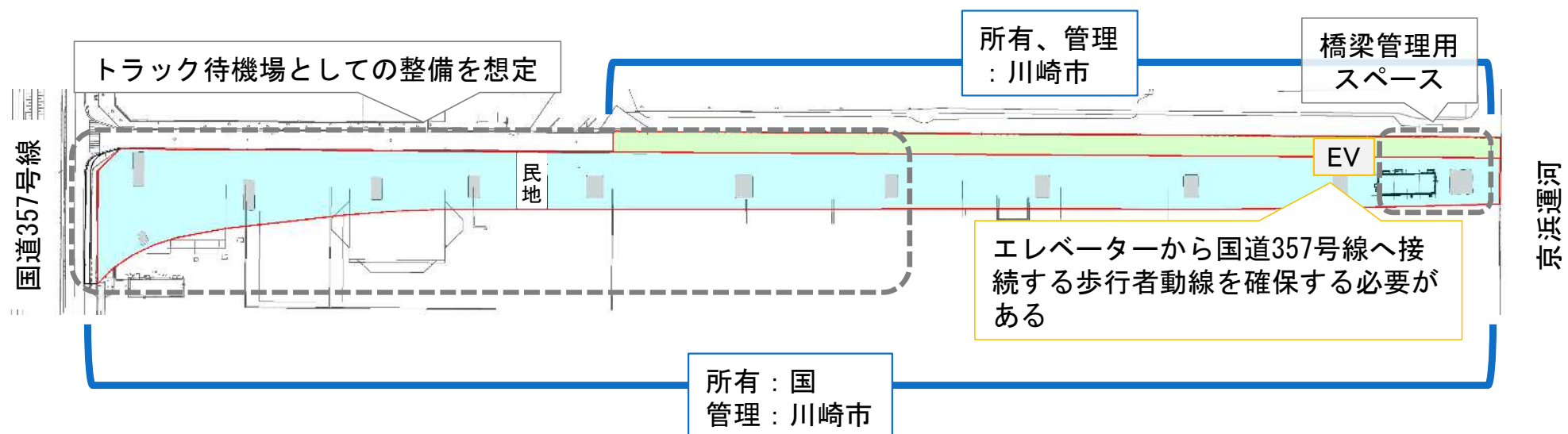
- ・収益施設を整備し収益の一部を公共還元する事業者に対して、行政財産（港湾緑地）の貸付を行う制度

【指定管理者制度】

- ・公の施設の維持管理運営を指定管理者に行わせることができる制度
※国有地でも公の施設の位置付けにより導入可能

【市の直営管理】

- ・整備する施設の管理を東扇島西公園等、他の港湾緑地と同様に市が直接実施。一部施設については、行政財産の使用許可や目的外使用許可を行う。



実施日	令和6年7月29日（月）、7月30日（火）
参加事業者	全7社
実施形式	個別対話
主なご意見	
ポテンシャル （活用案）	○イベントでの集客は可能 ○スポーツ施設（バスケット、フットサル、テニス等） ○休憩施設 ○コンビニ など
課題・要望	○短期の運営では収益確保が難しい ○交通アクセスが悪く、人が来る目的が必要 ○行政による施設整備（負担減） など



いただいたご意見・周辺の状況を踏まえ
対象地の整備イメージ・コンセプトを案を作成

本図は対象地の大まかな整備方針を検討したものであり、導入機能を制限するものではありません。
意見交換会にあたっては広く導入機能のアイデアをご提案いただければと思います。



＜広場・駐車場ゾーン＞

- ・高架下に駐車場を配置することで、市街地側からの当緑地の受け皿として機能させるだけでなく、周辺工場の利用者の需要を満たす。
- ・一時的に駐車場の一部を広場とすることで、住民が川崎港へ訪れる機会を創出するための空間としても活用する。

＜親水・緑地ゾーン＞

- ・海に近接した空間を生かし、緑地と合わせた憩いの空間創出や学習、レクリエーション機能に資するゾーンとする。

＜みなとの魅力発信ゾーン＞

- ・みなとの魅力・重要性を発信することや、新たな賑わい創出することで、川崎市民の川崎港に対する認知度向上につなげていくゾーンとする。
- ・一方通行な発信のみではなく、川崎港にゆかりのある企業の参画や川崎市民の主体的な活動を促進する空間とする。
- ・市街地方面から東扇島水江町線を通行してくるための目的としての役割も持たせる。

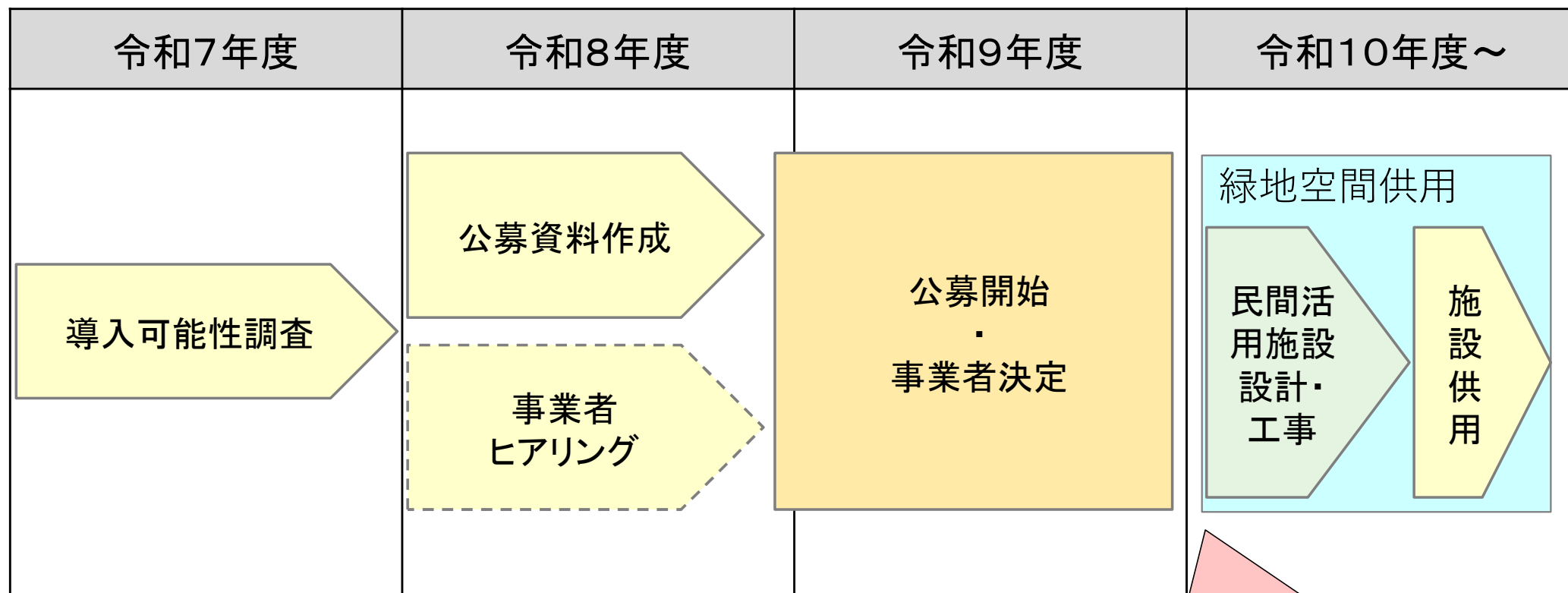
＜物流拠点ゾーン＞

- ・トラック待機場の配置による東扇島内のトラック路上駐車を緩和や、便益施設により拠点として東扇島内の物流機能を増進するゾーンとする。

＜臨港道路 東扇島水江町線＞

- ・水江町側と東扇島側をつなぐ重要な動線となるだけでなく、川崎港ならではの特別な景観を提供する。

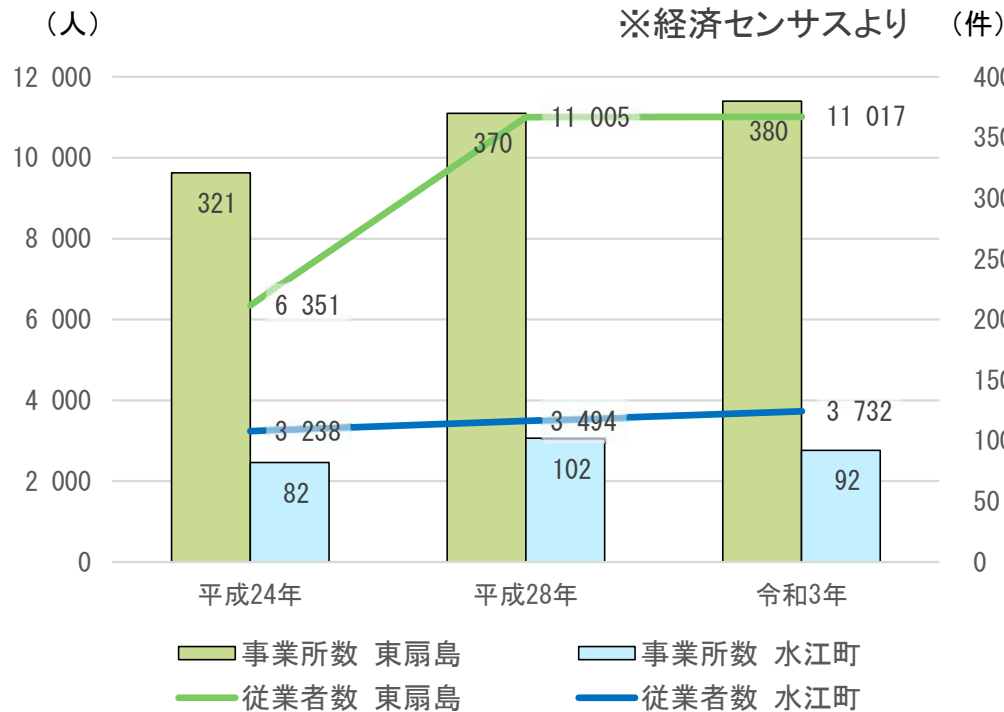
東扇島側スケジュール（案）



※水江町側の公募手続きは
令和10年度以降を予定
※上記スケジュールは現時点
(R7.10月)での案となります

令和10年の臨港道路東扇島水江町線の供用
開始後に、高架下空間を一部供用開始予定

●従業者数・事業所数の推移



平成24年～令和3年の9年間で、従業者数と事業所数はともに増加

＜令和3年度の従業者数/事業所数＞

東扇島：11,017人/380件

水江町：3,732人/92件

●これまで実施されたイベント

川崎みなと祭り

今年は川崎港の未来を担う「水素」コーナーも登場！

海の安全や環境を守る“特別な船”を体験しよう！

川崎港から世界へ、未来へ。

第52回 川崎みなと祭り

KAWASAKI PORT FESTIVAL 2025

2025 10/11・12 10:00▶16:00 雨天決行・荒天中止

会場：川崎マリエン周辺/東扇島東公園 同時開催 **くくさんフェスティバル**

港で出会う、世界のうまい！たのしい！まなべる！

主催：川崎市、川崎商工会議所、公設財団法人川崎港振興協会
 共催：川崎港運協会、一般財団法人川崎港海運利厚生協会、東扇島協議会、川崎海軍広育協会
 実行：第52回川崎みなと祭り実行委員会

イベントやアクセスの詳細についてはこちらからご確認ください。

JR 川崎駅より 無料直行バス運行！

港のまちかわさきで学んで感じて、魅力発見！イベント

港のまちかわさきで学んで感じて、魅力発見！イベント

参加費 無料

対象：小学生～高校生までの児童・生徒、保護者、教職員、市民の方

開催日時：3/23(土) 9:00～12:00、3/25(日) 9:00～12:00

会場：川崎港マリエン周辺/東扇島東公園

内容：

- ① 港のまちかわさきで学んで感じて、魅力発見！イベント
- ② 港のまちかわさきで学んで感じて、魅力発見！イベント
- ③ 港のまちかわさきで学んで感じて、魅力発見！イベント

参加費 無料

対象：小学生～高校生までの児童・生徒、保護者、教職員、市民の方

開催日時：3/23(土) 9:00～12:00、3/25(日) 9:00～12:00

会場：川崎港マリエン周辺/東扇島東公園

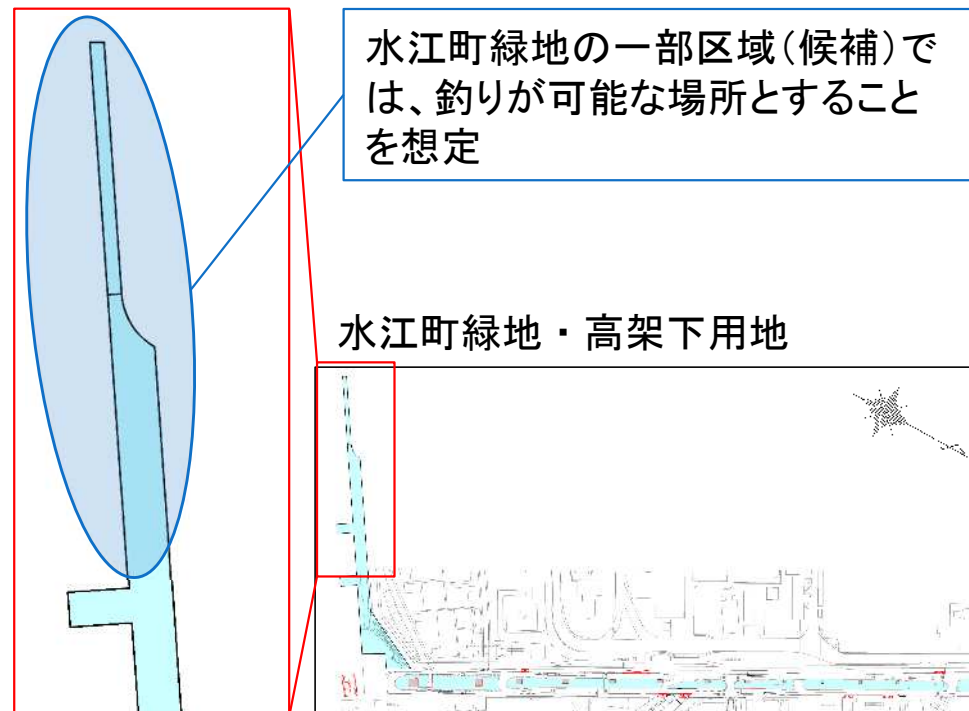
内容：

- ① 港のまちかわさきで学んで感じて、魅力発見！イベント
- ② 港のまちかわさきで学んで感じて、魅力発見！イベント
- ③ 港のまちかわさきで学んで感じて、魅力発見！イベント

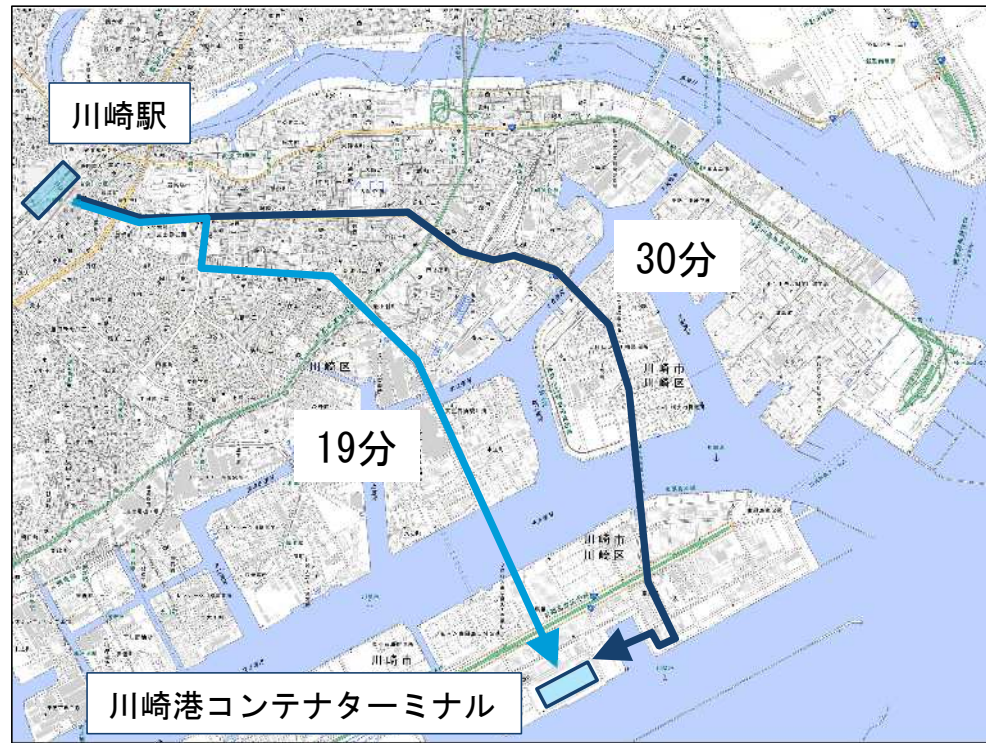
●川崎港の眺望



●釣りに関するポテンシャル

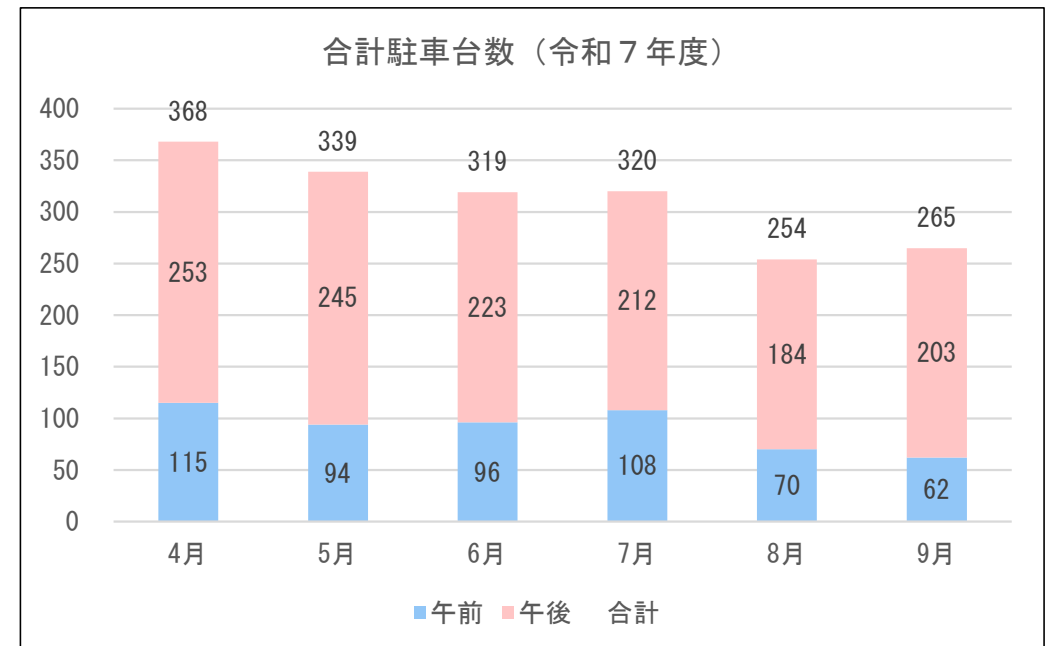


●川崎市街地からのアクセス性の向上



川崎駅から東扇島までの所要時間が短縮されるほか、混雑緩和によるアクセス性の向上が見込まれる

●トラック待機場場の利用状況



No.	項目	内容
1	当該地区のポテンシャル	・ 立地、交通、周辺の立地施設等の状況を踏まえた、施設導入のポテンシャル ・ 緑地の活用アイデアについて
2	事業参画の可能性	・ この場所であれば事業者として参画の可能性はあるか ・ どういったスキームであれば参画できるか（公設民営または民設民営、個別施設または区域一体等）
3	構想に対する意見	・ 提示した整備イメージ・コンセプトについて ・ 敷地状況について、事業者目線での留意事項
4	事業を進めるにあたって必要なこと	・ 市の負担の範囲（整備費補助、周辺整備、基盤整備等）、駐車場の必要規模、社会実験の必要性等
5	参入可否について、判断材料となるものは何か	・ 参画条件を検討いただくにあたって、市からの提供が求められる資料等
6	その他	・ 他にヒアリングを行うと良いと考えられる事業者や御社との連携が考えられる事業者

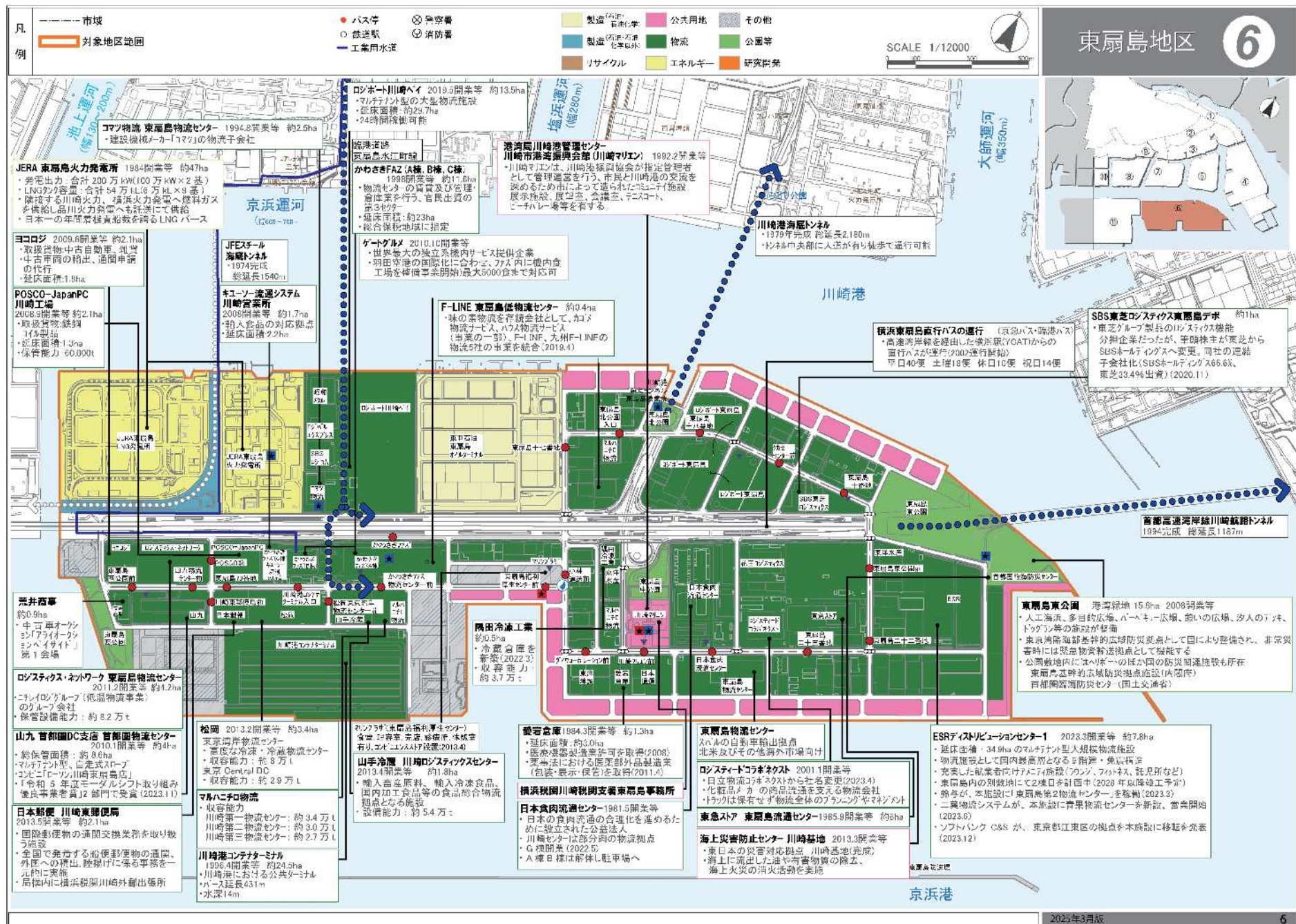
川崎港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例第3条について

				商 港 区	工 業 港 区	修 景 区 厚 生 港
港湾法第2条第5項 に掲げる港湾施設	2号	外郭施設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁	○	○	○
	3号	係留施設	岸壁、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋、物揚場及び船揚場	○	○	○
	4号	臨港交通施設	道路、駐車場、橋梁、鉄道、軌道、運河及びペリポート	○	○	○
	5号	航行補助施設	航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設	○	○	○
	6号	荷さばき施設	固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及びト屋	○	○	×
	7号	旅客施設	旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所	○	×	×
	8号	保管施設	倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設	※ 1	○	×
	8号の2	船舶役務用施設	船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設（第13号に掲げる施設を除く。）、船舶修理施設並びに船舶保管施設	○	○	×
	8号の3	港湾情報提供施設	案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設	○	○	○
	9号	港湾公害防止施設	汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設	○	○	×
	9号の2	廃棄物処理施設	廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設（第13号に掲げる施設を除く。）	※ 2	○	×
	9号の3	港湾環境整備施設	海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設	○	○	○
10号	港湾厚生施設	船舶乗組員及び港湾における労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設	○	○	○	
10号の2	港湾管理施設	港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設（第14号に掲げる施設を除く。）	○	○	○	
12号	移動式施設	移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設	○	○	×	
海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、水先案内業、通関業その他市長が指定する事業を行う者の事務所及びその附帯施設				○	×	×
荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの附帯施設				○	×	×
港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための会議場施設、展示施設、研修施設その他の共同利用施設及びその附帯施設				○	×	×
税関、地方運輸局、地方整備局、海上保安部、検疫所、植物防疫所、動物検疫所、地方入国管理局、警察署、消防署、港湾管理者その他市長が指定する官公署の事務所及びその附帯施設				○	○	○
港湾関係者の利便の用に供するための郵便局その他郵便の業務を行う者の営業所、他人の信書の送達を業とする者の営業所、銀行及び保険業の店舗				○	×	×
旅館、ホテル又は飲食店であって風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の規定に該当しないもの、船舶用品販売店及び日用品の販売を主たる目的とする店舗（市長が指定する規模（その用途に供する部分の床面積の合計が250平方メートル）以下のものに限る。以下「日用品販売店」という。）				○	—	—
工場又は研究施設に従事する者の利便の用に供するための飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の規定に該当するものを除く。以下同じ。）及び日用品販売店				—	○	—
飲食店及び日用品販売店				—	—	○
港湾関係者の利便の用に供するための給油所				○	×	×
構築物に附属する廃棄物の処理のための施設（当該構築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものに限る。）				○	—	×
原燃料若しくは製品の輸送を海上運送若しくは港湾運送に依存する製造業（電気業、ガス業、熱供給業を含む。）又はその関連事業を営む工場及びこれに附属する研究施設並びにこれらの附帯施設				×	○	×
工場又は研究施設に従事する者のための休泊所及び診療所並びにこれらの附帯施設				×	○	×
図書館、博物館、水族館、展示施設、公会堂、展望施設及びスポーツ又はレクリエーション施設並びにこれらの附帯施設				×	×	○

※1 危険物置き場、貯油施設及びセメントサイロは禁止構造物に該当

※2 構造物に附属する廃棄物の処理のための施設(当該構造物において生じた廃棄物のみの処理を行うものに限る)は建築可

●川崎臨海部地区カルテ(東扇島)



1 事業目的

臨港道路東扇島水江町線は、川崎港港湾計画に臨港交通施設として位置づけられており、京浜運河を挟む東扇島地区と水江町地区を橋梁で結ぶものです。

本事業は、臨海部ネットワークの充実による物流機能の強化及び内陸部と基幹的広域防災拠点とを結ぶ緊急物資輸送道路のリダンダンシー確保等による防災機能の強化を目的としています。

また、臨海部の自動車交通渋滞の緩和、朝夕の交通混雑の緩和により、通勤の利便性が向上し、東扇島に立地している企業等の雇用の増加や業務の拡大も期待されています。

2 事業概要

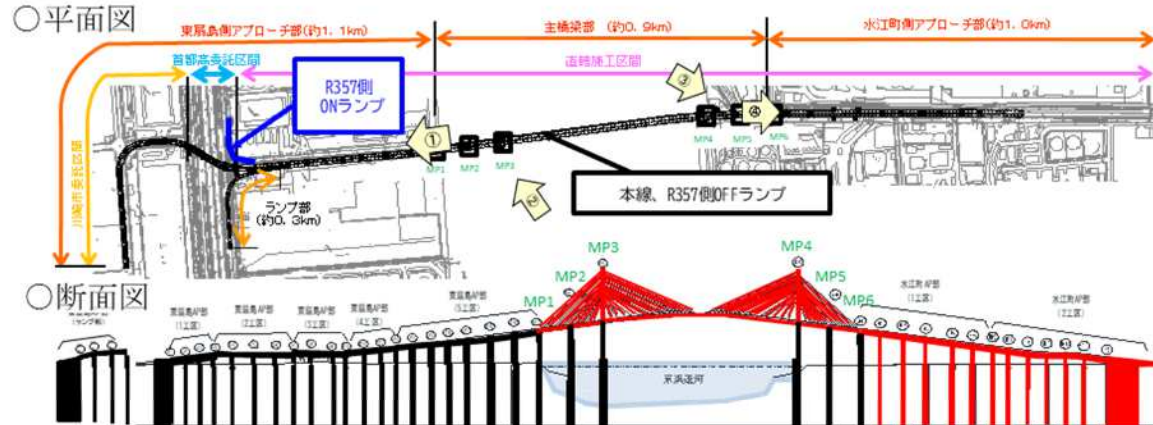
- 整備箇所：川崎港 東扇島～水江町
- 整備施設：臨港道路 延長3.0km
- 事業期間：平成21年度～令和9年度
(本線、OFFランプ)～
令和12年度(ONランプ)
- 総事業費：1,950億円
- 事業主体：国土交通省 関東地方整備局
- 道路規格：第4種第1級 往復4車線

3 事業進捗状況

○事業箇所 周辺図



○平面図



○断面図



①東扇島AP部



②主橋梁部MP1～MP3



③主橋梁部MP4～MP6



④水江町AP部